

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	8 181	718	6 800	663

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 52 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	8 141 (5 296)	706 (366)	146 (71)	976 (537)	75 (31)	1 521 (868)	536 (345)
1 0 0 0 万円 以下	2 611 (1 436)	438 (210)	104 (51)	477 (228)	42 (17)	670 (376)	158 (81)
5 0 0 0 万円 以下	3 565 (2 444)	211 (129)	31 (15)	379 (238)	17 (9)	647 (389)	267 (191)
1 億 円 以下	1 039 (780)	27 (17)	1 (1)	66 (38)	4 (3)	98 (51)	66 (47)
5 億 円 以下	594 (443)	9 (5)	-	27 (17)	1	44 (26)	24 (14)
5 億円を超える	34 (27)	-	-	-	-	3 (3)	-
算定不能・不詳	298 (166)	21 (5)	10 (4)	27 (16)	11 (2)	59 (23)	21 (12)

(注) () 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第51表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総数	153	76	23	12	14	6	22
配偶者	11	4	3	1	2	-	1
子	128	67	17	10	9	6	19
その他	14	5	3	1	3	-	2

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別—全家庭裁判所

土地 ・ 建物 ・ 現金 等 の 他	建物 ・ 現金 等	建物 ・ 現金 等 の 他	現金 等 の 他	土地 ・ 建物 ・ 現金 等	土地 ・ 建物 ・ 現金 等 の 他	土地 ・ 建物 ・ 現金 等 の 他	建物 ・ 現金 等 の 他	土地 ・ 建物 ・ 現金 等 の 他
34	172	19	149	2 549	164	75	53	966
(20)	(105)	(10)	(94)	(1 843)	(112)	(59)	(36)	(799)
11	56	10	53	459	26	11	14	82
(6)	(37)	(5)	(40)	(285)	(18)	(10)	(9)	(63)
16	93	8	64	1 308	97	33	31	363
(8)	(51)	(4)	(36)	(961)	(65)	(25)	(21)	(302)
5	11	-	15	433	17	16	5	275
(4)	(9)	-	(12)	(336)	(13)	(12)	(4)	(233)
2	3	1	13	241	16	12	1	200
(2)	(3)	(1)	(3)	(184)	(13)	(11)	-	(164)
-	-	-	1	12	2	-	-	16
-	-	-	(1)	(9)	(1)	-	-	(13)
-	9	-	3	96	6	3	2	30
-	(5)	-	(2)	(68)	(2)	(1)	(2)	(24)